



NEWS LETTER



NO

64

発行者 適格消費者団体 特定非営利活動法人 消費者ネットおかやま

〒700-0026 岡山市北区奉還町1-7-7 オルガ5階

TEL: 086-230-1316 FAX: 086-230-6880

ホームページ: <https://okayama-con.net> Eメール: npo-syohinet-okayama@sunny.ocn.ne.jp 2023年11月発行



インシップ広告表示差止請求訴訟 広島高等裁判所岡山支部 控訴審

11月7日 結審、12月7日 判決予定



2022年10月3日に控訴した、健康食品販売事業者 株式会社インシップ 栄養補助食品ノコギリヤシエクス新聞広告の差止を求めた訴訟が、6回の審議を経て11/7(火)に結審しました。判決の言い渡しは、12/7(木)に広島高裁岡山支部で行われます。

インシップのノコギリヤシエクス新聞広告には「中高年のスッキリしない悩みに、「夜中に何度も…」「最近時間が…」「外出が不安」夜にパジャマを着た男性がドアを開けるイラストと「何度もソワソワ…」、電車の中で吊革につかまり体を震わせる男性のイラストと「早く降りたくて…ソワソワ…」など、頻尿改善に効果効能があるような表現やイラストが使

われており、景品表示法5条1号の優良誤認表示にあたると考えています。

実際の健康食品商品「ノコギリヤシエクス」の効果効能を示す実証実験データは、一審・控訴審訴訟を通じてインシップ側から提出はありませんでした。

消費者ネットおかやまは消費者の誤認を誘う広告を無くし、適正な情報を掲載した広告で消費者が商品の購入判断し検討ができる社会を実現したいと願っています。それは、一部の悪質な事業者から消費市場を守り、まっとうな事業者や健全な消費市場を守り育てることにつながると考えます。

ノートルダム清心女子大学の学生さんと

広告表示パトロールに取り組んでいます。



2023年度の消費者庁消費生活相談機能強化促進等補助金事業を活用し、ノートルダム清心女子大4名の3年生に協力をお願いして、ネット広告表示のパトロールや、悪質広告の注意情報喚起に取り組んでいます。

11/8は、Instagramを使った発信のアイデア出しを行いました。

2023 年度見守り力アップ講座開催状況

～多様な受講者を迎え、見守りネットワークが広がっています～

消費者ネットおかやまでは、消費者被害防止に関する意識と実践力を備えた人や団体を幅広く養成する「見守り力アップ講座」の開催を岡山県から受託しています。今年度は 14 会場実施が予定され、11 月初旬までに 11 会場 438 人が受講、この時点で昨年に並ぶ受講人数となっています。

今年度は、これまでの民生委員や福祉委員、生協の組合員、地域でボランティア活動をされている方などに加え、地域包括支援センター職員、犯罪被害者支援員や市民後見人養成の講座の一環として組み込まれるなど、幅広い層に消費者被害防止の視点を持っていただく取り組みが広がっています。

岡山県内では、今年度に入って特殊詐欺被害が昨年度の 1.5 倍程度のペースで推移、ネットを介した手口も巧妙化しているなど、啓発と学習、周囲の人の変化への気づきの重要性が増しています。この後も、最新の被害情報なども活用しながら、自身の被害防止と周囲への気づきができる人材育成を進めていきます。



7/9 犯罪被害者支援員研修



9/29 地域包括センター職員研修



11/5 岡山県市民後見人養成講座

◆差止請求訴訟の経過◆

①(株)インシップに対する広告表示差止請求訴訟の控訴審、②株式会社 GRACE に対する 不当勧誘行為差止・予防措置請求訴訟 に取り組んでいます。(株)GRACE への追加訴訟では、当方の主張が全面的に認められ勝訴しました。不当勧誘行為への差止、予防措置が認められたのは、画期的な判決だと考えています。

相手方 事業者	差止請求訴訟の内容	経過
株式会社インシップ 健康食品 「ノコギリヤシエキス」新聞広告表示 「中高年男性のスッキリしない悩みに」 「🇯🇵 早く降りたくてソワソワ」「🌙 何度も…ソワソワ」男性がソワソワしているイラスト表示	健康食品「ノコギリヤシエキス」新聞広告が、消費者に対し医薬品的な頻尿改善効能効果を表示し、景品表示法 5 条 1 号が禁止する優良誤認表示にあたると考え改善を求め 2019/7/12 に文書を送りましたが受け取り拒否、その後の事前請求書も受取拒否されたため、広告表示の差止めを求め岡山地方裁判所に提訴しましたが、一審では主張を認められませんでした。 2022/10/3 に広島高等裁判所岡山支部に控訴状を提出し、控訴審 6 回期日を経て 11/7 結審しました。 12/7 に判決言渡しの予定です。	2020/2/19 岡山地方裁判所提訴 第 1 回期日 7/28～ 第 15 回期日 2022/6/21 弁論終結 2022/9/20 判決敗訴 請求棄却 2022/10/3 広島高裁岡山支部に 控訴状提出 第 1 回期日 2023/1/26 第 6 回期日口頭弁論 11/7 次回 12/7 判決言渡し
株式会社 GRACE 健康食品 (商品名：麹の贅沢生酵素 FLOR FURORA など)	【1 次訴訟】 インターネットの定期購入契約表示で、「定期コースのご解約はいつでも可能です」としながら電話が全くつながらない、などの情報提供が複数寄せられました。第 4 回期日後に、GRACE 側が HP の閉鎖を行い問題広告の表示が削除された為、訴えの取下げを行いました。 【追加訴訟】	契約解除条項使用等差止請求 2021/7/30 提訴 第 4 回期日 2022/4/13 口頭弁論終了 2022/5/11 訴えの取下げ

ネット販売事業者 判決文はこちら↓ 	「同社代理人弁護士事務所から約2年前の支払済み商品代金の不当請求が届く」という消費者からの情報提供が複数あり、国民生活センターに情報提供請求を行ったところ、全国的に同様の相談が多数寄せられていました。不当請求行為の差止を求めて消費者契約法4条1項、12条1項・2項に基づき、2022/3/31 に訴訟を追加提起しました。2023/1/20 には事業者側代理人が辞任しました。5回の期日の後4/18に判決があり、勝訴判決を得ました。	【追加訴訟】 不当勧誘行為差止・予防措置請求 2022/3/31 提訴 4/18 勝訴判決 !! 当方の主張が全面的に認められ勝訴しました。不当勧誘行為への予防措置が認められたのは、画期的な判決だと考えています。
--	--	---

2023 年度 主な差止請求・申入れ・照会活動

※消契法=消費者契約法、景表法=不当景品類及び不当表示防止法、特商法=特定商取引法 の略です。

事業者名、時期	申入れ、差止め等の内容	経過・結果
健康美人研究所 株式会社 2021/6/10～	インターネット販売シャンプー広告表示について、①販売実態のない価格を比較して表示をすることは有利誤認表示に該当する ②解約方法が消費者に分かりづらく特商法に反する ③メールでの解約時に身分証の提示が必要とするのは、消契法8条の2に反する と申入書を送付しました。 電話オペレーター増員、問い合わせフォームの対応、消費者対応人員強化など、いくつかの改善は見られましたが、「初回1,980円回数縛りなし」としながら、2回目以降を解約する場合は9,800円を要求するなどの実態があり、定期購入の適正表示、アフィリエイト広告の管理などの改善を引き続き求めています。9/15 申入書(4)に対し、10/12 回答書が届き、事実調査を行い、2023/11/16に申入書(6)を送付しました。	事業者メール回答あり、対応検討中。
株式会社メディビューティ 2020/4/8～ 最初の質問書送付	脱毛サロンLACOCO 運営会社。広告に「全身脱毛月額3,300円、初月0円 まるごと全身最短6か月!」と大きく表示、離れた場所にそれよりも小さく「全身脱毛6回プラン〔36回払い〕の毎月のお支払額です。総額118,900円」としてます。初月0円は割引ではなく、支払いが後にずれるだけで、景表法5条2項有利誤認表示に当たると考え、改善を求めて2023/6/7 申入書を送付しました。6/14 回答書が届き、ページ内で確認できる位置に総額表示を移動し改善した。「初回0円」は消費者苦情がないとの内容でした。総額表示は依然小さく、改善不十分と考え11/16 消費者契約法41条事前請求書を発送しました。	事業者側の回答待ち。
ADW 株式会社 (Web サイト KADODE) 2022/3/30～	不用品回収サービス事業(https://kado-de.jp/を運営)へ、インターネットの広告画面が「定額プラン」としながら事後に高額請求を行っているとの状況提供がありました。景表法・消契法・特商法へ違反していると判断し、1/23 事前請求書を送付し2/9 回答がありました。7/14 に具体的な変更内容と委託者通知内容の開示を求め連絡文を送付しました。	対応継続中。
鳥取瓦斯産業株式会社 2021/8/5～	LP ガス供給契約書の違約金条項が消費者に一方的に不利益な内容がある との情報提供が消費者から寄せられ、書面開示依頼を行いました。提供書面を検討し、2022年6月に消契法10条違反の改善を求め、申入書を送付しました。 事業者7月・9月「連絡書」を受取り、3/16に回答を求める連絡書を送付し、一部改善をするとの回答が6/29に回答が届きました。9/13 キャンセル料根拠などの回答を求め「連絡文」を発送、10/3に届いた回答書を検討中です。	対応検討中。
株式会社 イースプラント 2022/10/24～	ネット接続通信環境提供サービス事業者。電話勧誘で訪問を受けた。料金が安くなると言われたが安くならず解約したところ、違約金の請求を受けた。平均的損害を超えていると考え申入書送付。	事業者回答待ち 継続中。

株式会社 Crea 2023/2/7～	SNS の広告を入りに化粧パック特定申込画面まで誘導、初回限定 500 円としながら実は定期購入契約で 2 回目以降 3 パックが届き約 3 万円の請求を消費者は受けます。販売事業者に対し、景品表示法上の 2 重価格表示に当たるとして 2/7 初回限定 95%OFF の表示を止めるよう求める申入書を送付しました。 3/22 更に特商法に基づく申入書も送付し、4/12 に回答が届きました。該当商品の販売を終了している、誤認を誘う表示の意図はないとの内容です。インターネット販売は現在も残っており、改善を求める再申入書を 11/16 送付しました。	対応検討、継続中。 詳しくはこちら 
株式会社 OFF t ON 2023/5/11～	運営するウェブサイトのダイエット商品 AT COFFEE の価格表示「通常価格 5,980 円、初回限定 500 円(約 91%OFF)」は、amazon.co.jp で一袋 3,582 円で販売されている事実からすると有利誤認表示に当たると考えています。実際には初回で解約すれば 5,000 円のキャンセル料が生じ、消費者の負担となります。 有利誤認表示の差止めを求め、5/11 に申入書を発送、6/5 に回答書が届きましたが、回答内容が不十分と考え 11/16 に 2 回目の申入書を送付しました。	対応継続中。

河田理事長の私的消費者問題史 (13)

「影響力の武器～人はなぜ動かされるのか」

ロバート・B・チャルディーニ著「影響力の武器～人はなぜ動かされるのか」の著作にであったのは 1992 年頃のことでした。当時、統一協会を被告としていわゆる「青春を返せ訴訟」を闘っているときでした。なぜ、統一協会に対して過酷な献金をしてしまうのか、なぜ、社会では違法と評価されるような勧誘、物品の販売方法を善意の人が継続することができるのか、被害者の方々の話

を聞くたびに理解をすることができませんでした。私たちは、それは「洗脳」の結果と当初は考えてきましたが、「自分の意思」で献金などを決定していて明らかに洗脳とは異なる状態でした。この本を紹介していただいたのはこの本の翻訳者でもあった東京女子大学安藤清教授でした。そして、当時、静岡県立大学助手であった西田公昭先生に講師となっていてこの本の勉強会を行いました。現在、西田先生は、立正大学の心理学教授で人の心が動かされる仕組みを解き明かし、悪徳商法被害に遭わない心構えなどを広く伝える講演活動なども活発にされていて、テレビなどマスコミにも登場されることが多く、消費者問題に取り組む人たちの間では知らない方はいらっしゃらないと思います。

心はいくつかの法則によって動くというのがこの本のエッセンスです。その心の仕組みをうまくつかって、人から強制されるのではなく、あたかも自らの意思で決定したかのような状態をうまく作りあげて、過酷な献金などもあたかも自ら進んで行うかのように仕組まれていくようになるのです。この状態をマインドコントロールとして捉えるようになりました。「青春を返せ裁判」において違法なマインドコントロールの結果、入信し、あたかも自らの意思で教化活動に参加し、献金を続けてきたという仕組みを明らかにすることができました。催眠商法などの悪徳商法がどのような心の法則をつかって私たちに近づいてくるのか次回以降、いくつか紹介をしていきたいと思っています。

理事長 河田 英正 (弁護士)

◆「靈感商法等 悪質商法 情報収集のためのネット 110 番」相談会を開催します。

日時：12月1日(金) 10時～15時
電話番号：086-230-1316

※弁護士・司法書士・消費生活相談員が相談対応を行います。
開催場所：岡山市北区奉還町 1 丁目 7-7 オルガ 5F 会議室

◆トピックス◆8月3日「やまなし消費者支援ネット」が、全国で 25 番目の適格消費者団体に認定されました。